

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・交通事故相談

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp

HP アドレス <http://srseki.mine.nu>



2009年2月号

「労働者使い捨て自由」から直接雇用への切替が必要

厚生労働省が1月30日に発表した雇用調査結果では、自動車産業・電機産業などを先頭に非正規労働者12万5千人がこの3月までに職を失うといます。

このうち、派遣切りが8万6千人(68.7%)で大半を占め、そのうち中途解約が4万3千人と半数が違法解雇です。

派遣・請負業界団体は、3月までに約40万人が失職するとの推計を公表しており、実際には大規模な解雇が予想されます。

こうした「非正規社員切り」の横行による失業者の増大は、景気悪化をより深刻化させ、その悪循環を政治の力で断ち切ることがいま強く求められています。

差し迫って必要なことは、災害時と同様に、職を失ったすべての人たちに住居と生活と再就職の支援をすることでしょう。一時的な避難所の開設と緊急小口貸付、国や自治体の緊急雇用、住所不定となった人への生活保護の実施等です。

また、大量解雇を出さないための大企業への強力な指導・監督も緊急に必要です。大企業は不況に持ちこたえられる体力を蓄えており、株主への配当を増やしながらの

解雇です。しかも、契約途中の違法解雇が半数にのびます。こうした弱い者に対する大企業のあからさまの違法行為は社会全体に波及するものであり、政府の強力な指導と告発が必要です。

今日の「労働者使い捨て自由」という異常な派遣切りの事態は、相次ぐ規制緩和による労働者派遣制度の自由化によるもの。

派遣事業は本来職業安定所が行うべき職業紹介業務を業として行います。それには極めて厳格な規制が必要であったにも拘わらず、数次の改定で「労働者の使い捨て」の自由化がされ、この不安定労働が今日の社会不安を増大させてきました。

派遣労働は専門業種に限定するとともに、「使い捨て自由」の労働者派遣を原則禁止し、直接雇用に切り替えさせる派遣法の抜本的改正が必要であることを痛感します。



障害年金請求の流れと注意点

1、手帳を持参し社会保険事務所に

障害年金の請求は、社会保険事務所の年金相談窓口で年金手帳を持参し、障害年金請求に必要な書類を取り寄せることから始まります。

相談窓口担当者は、障害の状態と最初に医師にかかった日（初診日）を聞き、保険料納付要件が満たされているか否かを見ます。保険料納付要件が確認されると、初診日を証明するための「受診状況等証明書」が手渡されます。

2、障害認定日請求か事後重症請求か

「受診状況等証明書」を最初にかかった病院で書いてもらい、社会保険事務所に行くと、障害年金の裁定請求書と診断書・「病歴・就労状況申立書」（国民年金のときは「病歴状況等申立書」）をくれ、必要な提出書類が示されます。

障害年金の請求には、障害認定日請求と事後重症請求があり、障害認定日請求が認められると障害認定日にさかのぼって（5年を限度）年金が支給されます。障害認定日の診断書が提出

できないときは事後重症請求になります。

3、障害等級は診断書で判断される

障害の等級に該当するか否かは診断書によって判断され、医師に書いてもらう診断書は極めて重要です。そのため、診断書については記載モレがないか、誤った記載がないかなど点検することが必要です。「病歴・就労状況申立書」は診断書を補足する文書であるためていねいに記載します。

4、3～4ヵ月後に結果が通知される

裁定請求を行った後3～4ヵ月ほどで結果が通知されます。決定に不服のときは社会保険審査官に60日以内に審査請求を行い、その結果にも不服のときは厚生労働省内にある社会保険審査会に再審査請求を行うことができます。裁判は審査会の裁決を経ないと訴えられません。

点検が必要な障害年金の診断書

障害年金の診断書については多くの医師が書き慣れていないところから記載ミスや不正確な記述が見受けられます。記載ミスや不正確な記述によって障害年金が不該当になったり、障害認定日請求ができるのに事後重症請求に

しまったら数百万円に及ぶ大損することもあるのが障害年金です。当事務所では、必要なアドバイスをを行い、診断書・病状経過報告書の点検を行います。また、障害年金裁定請求や不服審査請求の代理も行います。（相談無料）

当事務所の主な障害年金請求事例

病気	うつ病、統合失調症、脳梗塞による半身麻痺、脳内出血による右上下肢麻痺、聴力障害、末梢神経麻痺、アルツハイマー（認知症）、心臓病（ペースメーカー、人工弁）、腎臓病（透析）、パーキンソン病、脊柱官狭窄症、筋萎縮性側索硬化症等
けが	通勤災害による膝関節骨折（人工関節挿入）、20年前の交通事故による片足切断、通勤災害による脳挫傷後遺障害（癲癇）等

東京都内の最低賃金

都内には、次の表のとおり最低賃金が決められています。使用者は、この最低賃金以上の賃金を労働者(臨時、パート、アルバイトを含む全ての労働者)に支払わなければなりません。生活保護世帯との均衡から最低賃金が大幅に引き上げられていますので注意が必要です。

	時間額	発効日	備 考	
地域別	東京都最低賃金	766 円	20.10.19	産業別最賃が適用されない全ての労働者に適用されます。
産業別 裁定賃金	鉄 鋼 業	832 円	20.12.31 より	<p>次の労働者には東京都最低賃金が適用されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって技能取得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の一部の作業に従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具 製造業 ※ (旧名称)一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業	820 円		
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 ※ (旧名称)電気機械器具、情報通信機械器具、精密機械器具製造業	817 円		
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、航空機・同附属品製造業	819 円		
	出 版 業	813 円		
	各種商品小売業	787 円		

●「雇用調整助成金」の支給要件緩和を検討

厚生労働省は、収益悪化により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に手当・賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」について、支給要件を緩和して利用しやすくするための改善策をまとめた。従来の要件よりも休業する従業員数や休業日数が少なくても支給するもので、近く省令や通達を改正する方針。(1月30日)

●持ち主未解明の「浮いた年金」2,562万件

社会保険庁は、「宙に浮いた年金」約5,000万件のうち、持ち主が特定できていないものが昨年12月時点で2,562万件あると発表した。昨年8月時点の2,756万件から4カ月で194万件減少した。(1月30日)

●製造業派遣・請負の失業者は約40万人

製造派遣・請負会社の業界団体である日本製造アウトソーシング協会などは、製造業で働く派遣・請負労働者約40万人が3月末までに失業するおそれがあるとする試算結果を発表した。(1月28日)

●失業者を認可保育所で採用へ 厚労省が検討

厚生労働省は、雇用対策の1つとして、全国の認可保育所において失業者を職員として採用する制度の検討を開始した。保育経験のない者の一時雇用を想定するとともに、保育士養成のための専門学校などに通うための支援も行う考え。(1月27日)

●自治体による緊急雇用で約8,500人採用

全日本自治団体労働組合(自治労)は、全国149

の自治体が、緊急雇用対策として解雇や雇止めにあった非正社員など計約8,500人の採用を実施するとする調査結果を発表した。臨時職員としての採用や正規職員としての前倒し採用が中心。(1月24日)

●「社長交代率」が2008年は過去最低に

2008年中に交代した社長は3万2,440人(全国の社長114万999人が調査対象。交代率2.84%)で、交代率が7年連続で過去最低を更新したことが、帝国データバンクの調べで明らかになった。同社では、中小零細企業における後継者難が主な原因だと分析している。(1月24日)

●政府が雇用保険法改正案を国会に提出

政府は雇用保険法改正案を決定し、開会中の通常国会に提出した。雇用保険の適用拡大や失業給付の給付拡充などが柱で、4月1日施行の予定(一部を除く)。(1月20日)

●年金記録訂正後の支払いまで平均約9カ月

年金記録訂正の申請を受け付けた後、受給者に増額分を支払うまでに平均で約9カ月かかっており、現在訂正作業中のものが約11万8,000件あることが明らかになった(いずれも昨年12月時点)。(1月20日)

